

# 旧太池呉服店店舗兼主屋について

1. 名 称：旧太池呉服店店舗兼主屋
2. 所 在 地：岡山県新見市新見 851 他
3. 所 有 者：新見市
4. 概 要：

## 【建物】

市街地中心部の角地に建つ旧呉服店の店舗兼主屋。木造2階建で、中庭を置いて木造2階建での座敷を配している。屋根は入母屋造桟瓦葺で、東側のみ切妻として軒瓦を廻している。出入口がある正面1階は出桁で、桟瓦葺の庇を通している。小屋組みは、大型のクイーンポストトラスである。外部は、切石の基礎石を並べ、側面は大壁の漆喰塗で軒先まで塗り上げ、部分的に海鼠壁を施し、帯に水切り瓦を付ける。正面一階は平格子、二階は出格子構えである。内部一階南東部は土間で北西に座敷を配す。大正2年、老舗呉服店の店舗として建築された伝統的な建築で、洋式トラス等の新しい様式を取り入れ、良質の材料と工匠の技術により、洗練された商家建築である。

建築年は棟札による。大工は富谷多吉。大正前期に座敷棟増築。昭和7（1932）年頃に一階東側改修。昭和18年（1943）頃に正面改修。平成21（2009）年に台所改修。現在は市の新見市中心市街地活性化拠点施設「太池邸」として活用している。

## 【建築主等】

太池家は、明治時代になって新見に入ったと伝わる。初代太池得治と2代佐太郎が呉服商をはじめ、「太池呉服店」を営んだ。佐太郎は呉服や用反物、古物商、新見の塩及煙草元売捌所として商いを拡大し、大正時代には高額納税者、阿賀郡中資産家の主位として名を残している。この頃に、本店舗を建築している。その後、3代百治が本店舗において、昭和7年に新見で最初の百貨店「大黒屋百貨店」を創業している。

5. 建築年代等：大正2（1913）年／大正前期増築、昭和7年頃・同18年頃・平成21年改修
6. 登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの



全景（南西から）



全景（南から）



1階和室 8帖

### 【用語解説】

- ・入母屋造（いりもやづく）り：寄棟屋根の上に切妻造を載せた形のこと。
- ・平入（ひらいり）：屋根の流れ方向（棟と並行する側）に入口がある建物。
- ・桟瓦葺（さんがわらぶ）き：桟瓦（横断面が波型の瓦、一枚で、本瓦葺きの平瓦・丸瓦の両方を兼ねるもの）で葺いた屋根のこと。
- ・出桁：梁や腕木を外側に伸ばし、その先端に桁を載せて軒を深く出す構造
- ・クイーンポストトラス：中央付近に左右それぞれに垂直材である対束があるトラス（三角形を基本単位とした構造）
- ・平格子：建物の外壁に沿って取り付けられた、外に飛び出していらない形式の格子
- ・出格子：外部へ張り出して作った窓の格子
- ・海鼠壁（なまこかべ）：壁塗りの様式の一つ。壁面に平瓦を並べて貼り、瓦の目地（継ぎ目）に漆喰をかまぼこ型に盛り付けて塗る工法のこと。

### ○登録有形文化財（建造物）について

平成 8 年 10 月 1 日に施行された制度。この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたもの。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度を補完するもの。

### ○登録有形文化財（建造物）の登録基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物（重要文化財及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

### ○新見市内の登録有形文化財（建造物）3 件

1. 竹本家住宅主屋（千屋実） 平成 26 年 4 月 25 日登録
2. 竹本家住宅長屋及び米蔵（千屋実） 平成 26 年 4 月 25 日登録
3. 戸田家住宅主屋（上熊谷） 令和 4 年 10 月 31 日登録